

教育長室

港区奨学資金の見直しについて

区は、将来の社会に貢献する人材を育成することを目的に、経済的理由により高等学校、大学等への修学が困難な者に対して奨学資金の貸付を実施しています。

令和2年4月から国及び東京都の高等学校、大学等への修学支援制度が拡充されたことを踏まえ、区の実態により即した修学支援を行うため、次のとおり奨学資金の見直しを行います。

1 見直しの内容

(1) 高等学校等を対象とした奨学資金の廃止

令和2年度から国と東京都の修学支援制度が拡充され、年収約910万円未満の世帯^{※1}まで高等学校等^{※2}の授業料が実質無償化されました。

区奨学資金の応募者は減少傾向（平成22年度：49件、令和元年度：11件）にあり、年収910万円を超える世帯がないこと、公益財団法人東京都私学財団の入学金等の貸付や東京都育英資金の学費全般の貸付など代替制度があることから、高等学校等を対象とする奨学資金は廃止します。

※1 モデル世帯（保護者2名と子ども2名の4人世帯）

※2 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程をいう。

(2) 大学等を対象とした給付型奨学金制度の創設

国は、持続的な経済成長や子どもの貧困対策推進のため、令和2年度からこれまでの住民税非課税世帯に加えそれに準ずる世帯を対象に高等教育無償化制度を拡充しましたが、区奨学資金応募世帯の約6割は国の無償化の対象となりません。

また、大学等^{*}の区奨学資金の応募実績は非常に少ない（令和元年度：9件）状況です。

これらのことから、成績優秀で意欲が高いが経済的理由で修学が特に困難な者を支援するため、国が対象とする低所得世帯に加え、区の実態に即した所得層（国が支援対象と想定する2割程度相当）までを対象とする区独自の給付型奨学金制度を創設します。

※ 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校（4～5年生）、専門学校（専修学校（専門課程）をいう。

(3) 大学等の奨学資金の応募対象を進学予定者から在学生まで拡大

不況、災害、感染症の流行等により、経済的理由により修学の継続が困難となる学生を支援するため、現在の進学予定者のみの奨学資金応募対象

者を在學生にも拡大します。

(4) 大学等の奨学資金返還者を対象とした新たな免除制度の創設

奨学生の学習、就職への意欲向上と、採用困難な人材を確保し区民福祉の向上や中小企業支援に資するため、卒業後、区民の安全安心に関わる福祉、医療系の国家資格を取得し5年以上区内の事業所で当該業務に従事し、奨学資金返還金の滞納がない又は5年以上区内の中小事業者の事業所に勤務し、奨学資金返還金の滞納がない場合は、以降の返還金を免除する制度を創設します。

(5) 違約金の利率の変更

令和2年4月1日の民法改正により、契約の当事者間に貸金等の利率や遅延損害金に関する合意がない場合に適用される法定利率が年3%に引き下げられたことに伴い、年7.3パーセントとしている区奨学資金返還金にかかる違約金の利率を法定利率に変更します。

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月 第3回港区議会定例会へ条例の一部改正（案）提出

11月 改正について広報みなど、ホームページ等で区民へ周知

令和3年度奨学生募集